

## 議案第109号

### 宇部市新火葬場整備運営事業設計・建設工事請負契約締結の件

下記のとおり設計・建設工事請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第58号)第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

#### 記

- 1 工 事 名 宇部市新火葬場整備運営事業設計・建設工事
- 2 工 事 場 所 宇部市大字善和字大日203番291
- 3 請 負 金 額 一金 3,527,590,000円也  
(うち消費税額及び地方消費税額 320,690,000円)
- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 5 工 事 の 概 要 宇部市新火葬場の設計、建設及び工事監理業務
- 6 契 約 の 相 手 方 前田・山下・巽・さくら・新光・宮本異業種特定建設工事共同企業体  
代表者 広島市中区三川町2番10号  
前田建設工業株式会社中国支店  
執行役員支店長 渡辺 勇 作  
福岡市博多区御供所町3番21号  
株式会社山下設計九州支社  
執行役員支社長 笠木 修  
宇部市大字西岐波4932番地25  
株式会社巽設計コンサルタント宇部事務所  
所長 有 澤 智 貴

宇部市東小串一丁目1番20号

さくら設計株式会社

代表取締役 古 松 洋 一

宇部市厚南中央二丁目1番14号

新光産業株式会社

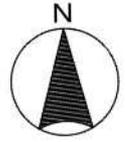
代表取締役社長 沖 将 介

富山市奥田新町12番3号

株式会社宮本工業所

代表取締役 宮 本 芳 樹

議案第109号参考図



凡 例	
	事業対象地
	火葬場 (新築)

配置図 S=1/3,000

## 文教民生委員会

議案第109号

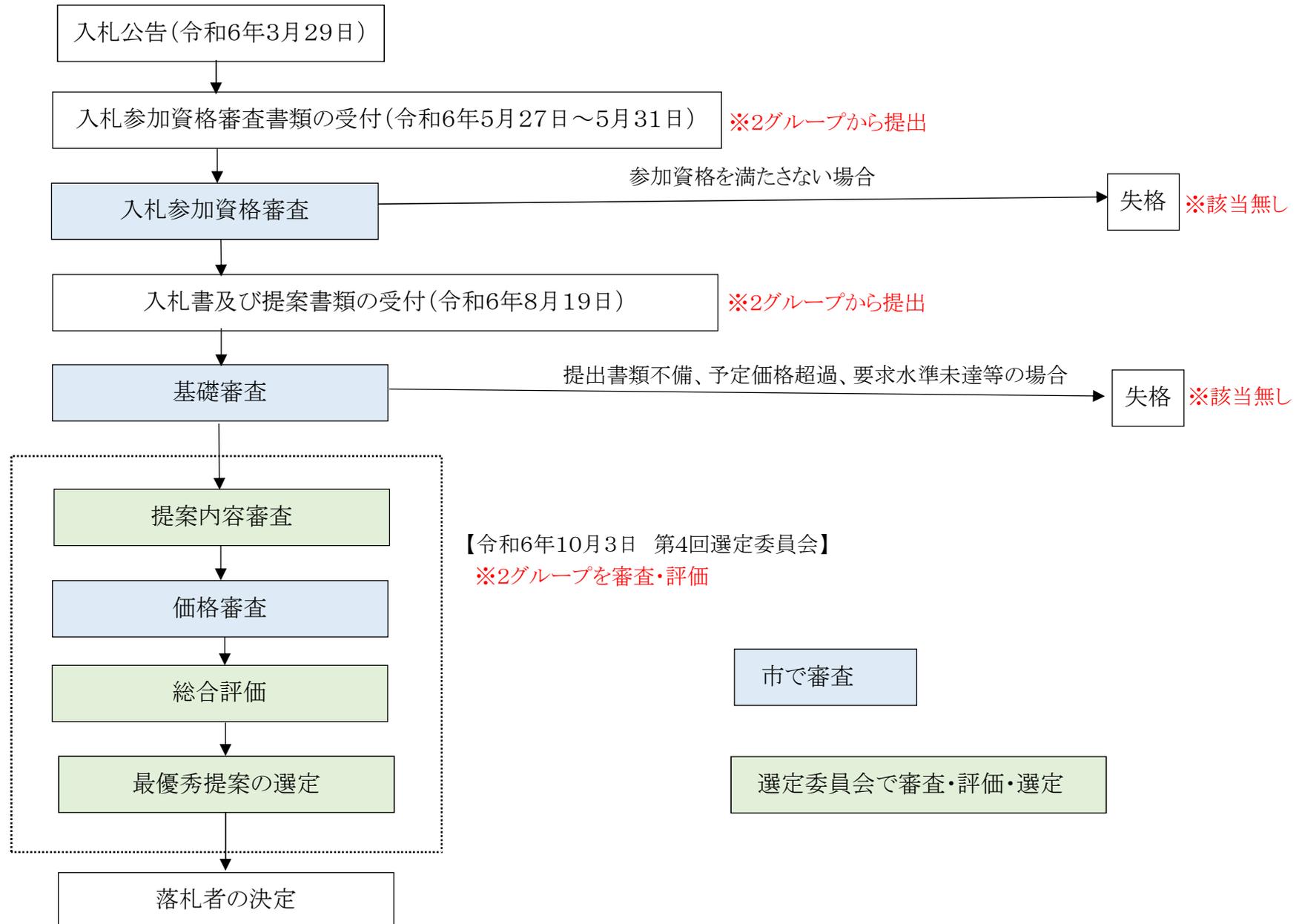
宇部市新火葬場整備運営事業設計・建設工事請負契約締結の件

## 説明内容

- 1 落札者の決定について
- 2 落札者の提案内容について
- 3 今後のスケジュールについて
- 4 事業実施体制について
- 5 議案について

# 1 落札者の決定について

## (1) 落札者決定までの審査手順の概要



# 1 落札者の決定について

## (2) 宇部市新火葬場整備運営事業者選定委員会の構成

役職	氏名	所属等
委員長	くわはら りょういち 桑原 亮一	山口大学大学院創成科学研究科 准教授
委員	こう しょうけん 孔 相権 (令和5年度)	山口大学大学院創成科学研究科 准教授
	うしじま あきら 牛島 朗 (令和6年度)	山口大学大学院創成科学研究科 教授
委員	なかむら じゅんいち 中村 淳一	宇部市 総合政策部 次長
委員	むらおか かずひろ 村岡 和弘	宇部市 市民環境部 次長 (令和5年度) 宇部市 産業経済部 次長 (令和6年度)

# 1 落札者の決定について

## (3) 総合評価点

総合評価点【1000点】 = 提案内容審査点【600点】 + 価格審査点【400点】

## (4) 総合評価結果

項目	サルビアグループ	ツツジグループ
提案内容審査点(600点)	428点	420点
価格審査点(400点)	400点	383点
入札価格(税抜)	5,449,300,000円	5,697,221,533円
総合評価点(1000点)	828点	803点
結果	最優秀提案	—

※グループ名は公正な提案内容審査を実施するために付与し、審査で使用した名称

# 1 落札者の決定について

## (5) 落札者の代表企業・構成企業

グループ名	参加区分	企業名	役割
サルビア グループ	代表企業	前田建設工業（株）中国支店※	建設
	構成企業	（株）山下設計 九州支社	設計、工事監理
		（株）巽設計コンサルタント 宇部事務所	設計、工事監理
		さくら設計（株）	設計、工事監理
		新光産業（株）※	建設
		（株）宮本工業所※	火葬炉設置 火葬炉維持管理
		（株）合人社計画研究所※	維持管理 運営
		（株）五輪※	維持管理 運営 火葬炉運転
		（株）宇部クリーン※	維持管理

※S P C への出資企業

# 1 落札者の決定について

---

## (6) 落札者【サルビアグループ】の評価概要

### 【施設整備業務に関する事項】

- ・ Z E B R e a d y 実現による環境負荷低減の提案が示されていた。
- ・ 非常時の迅速な対応及び災害・停電時の対応について優れた提案が示されていた。

### 【維持管理・運營業務に関する事項】

- ・ 非常時を含め、排ガス類の目標レベルを維持するための方策について、的確かつ迅速な復旧を可能とする提案が示されていた。
- ・ コンシェルジュの配置や合同墓業務をはじめとした適切に利用者にサービスを提供する優れた提案が示されていた。

## 2 落札者の提案内容について

### ■施設全体のイメージパース



## 2 落札者の提案内容について

### ■外観のイメージパース



## 2 落札者の提案内容について

### ■ エントランスホールのイメージパース



## 2 落札者の提案内容について

■告別・収骨室・炉前ホールのイメージパース



## 2 落札者の提案内容について

### ■多目的スペースのイメージパース



## 2 落札者の提案内容について

### ■ 待合個室のイメージパース



## 2 落札者の提案内容について

### ■待合ホール・共用待合スペースのイメージパース





# 4 事業実施体制について

落札者（サルビアグループ）	
代表企業	前田建設工業(株)中国支店
構成企業	(株)山下設計九州支社
	(株)巽設計コンサルタント 宇部事務所
	さくら設計(株)
	新光産業(株)
	(株)宮本工業所
	(株)合人社計画研究所
	(株)五輪
	(株)宇部クリーン

## 設計・建設・工事監理

前田・山下・巽・さくら・新光・宮本 異業種特定建設工事共同企業体	
前田建設工業(株)中国支店	
(株)山下設計九州支社	
(株)巽設計コンサルタント 宇部事務所	
さくら設計(株)	
新光産業(株)	
(株)宮本工業所	

## 維持管理・運営

(株)宇部いやしの杜（SPC）		
発行株式総数		300株
出資企業	(株)合人社計画研究所	155株
	(株)五輪	55株
	(株)宮本工業所	40株
	前田建設工業(株)	30株
	新光産業(株)	10株
	(株)宇部クリーン	10株

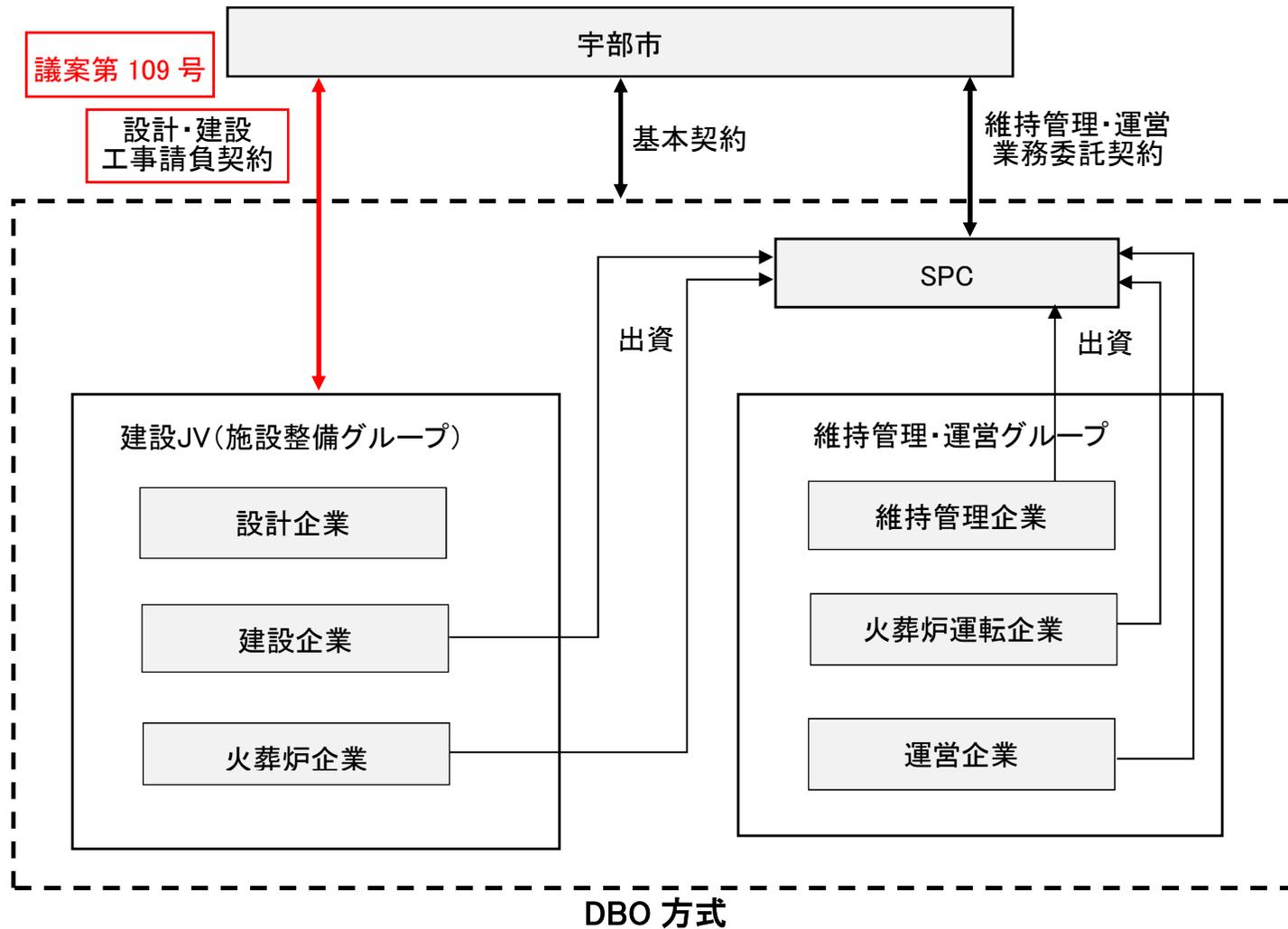
担当業務

## 維持管理・運営業務

(株)合人社計画研究所
(株)五輪
(株)宮本工業所
(株)宇部クリーン

## 5 議案について

### (1) 議案該当箇所



議案・・・宇部市新火葬場整備運営事業設計・建設工事請負契約締結の件  
【1億5千万円以上の工事請負契約】

# 5 議案について

## (2) 議案第109号 宇部市新火葬場整備運営事業設計・建設工事請負契約締結の件

### 議案第109号

#### 宇部市新火葬場整備運営事業設計・建設工事請負契約締結の件

下記のとおり設計・建設工事請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第58号)第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

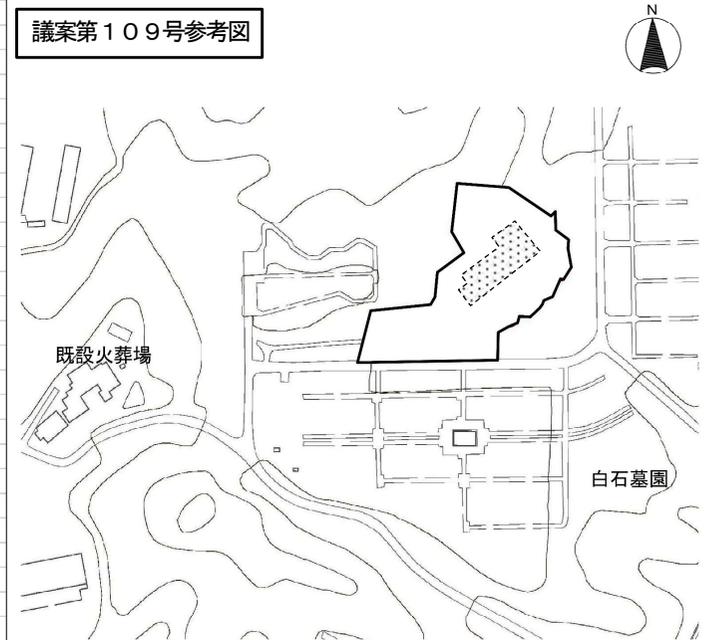
宇部市長 篠崎圭二

#### 記

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名       | 宇部市新火葬場整備運営事業設計・建設工事                                |
| 2 | 工 事 場 所     | 宇部市大字善和字大日203番291                                   |
| 3 | 請 負 金 額     | 一金 3,527,590,000円也<br>(うち消費税額及び地方消費税額 320,690,000円) |
| 4 | 契 約 の 方 法   | 一般競争入札  |
| 5 | 工 事 の 概 要   | 宇部市新火葬場の設計、建設及び工事監理業務                               |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 前田・山下・巽・さくら・新光・宮本異業種特定建設工事共<br>同企業体                 |
- 代表者 広島市中区三川町2番10号  
前田建設工業株式会社中国支店  
執行役員支店長 渡辺 勇 作  
福岡市博多区御供所町3番21号  
株式会社山下設計九州支社  
執行役員支社長 笠 木 修  
宇部市大字西岐波4932番地25  
株式会社巽設計コンサルタント宇部事務所  
所長 有 澤 智 貴

宇部市東小串一丁目1番20号  
さくら設計株式会社  
代表取締役 古 松 洋 一  
宇部市厚南中央二丁目1番14号  
新光産業株式会社  
代表取締役社長 沖 将 介  
富山市奥田新町12番3号  
株式会社宮本工業所  
代表取締役 宮 本 芳 樹

### 議案第109号参考図



凡 例	
	事業対象地
	火葬場(新築)

配置図 S=1/3,000

## 議案第百六号

### 宇部市多世代ふれあいセンター条例中一部改正の件

宇部市多世代ふれあいセンター条例（平成六年条例第三十四号）の一部を次のように改める。

令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠崎圭二

題名を次のように改める。

宇部市福祉ふれあいセンター条例

第一条中「高齢者を始めとした」及び「及び多世代の交流」を削る。

第二条第一号中「宇部市多世代ふれあいセンター」を「宇部市福祉ふれあいセンター」に改める。

第二条の二及び第二条の三を削る。

第三条第一項中「センター」を「宇部市福祉ふれあいセンター（以下「センター」という。）」に改め、同条第二項及び第三項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を受けて」を削る。

第四条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第一項中「利用しよう」を「使用しよう」に、「あらかじめ指定管理者」を「市長」に改め、同条第二項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第五条中「指定管理者」を「市長」に、「利用」を「使用」に改め、同条第二号中「損傷する」を「損傷し、又は滅失させる」に改める。

第六条第一項中「指定管理者」を「市長」に、「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条第二項中「利用者」を「使用者」に改める。

第七条を次のように改める。

（使用料等）

第七条 使用者は、別表の規定により算出して得た合計額に消費税法（昭和六十三年法律第八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めると

きは、後納することができる。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。
  - 一 市の執行機関が主催又は共催する行事等に使用するとき。
  - 二 市内に所在する団体が市民の福祉の増進と生活の向上に貢献する活動のために使用するとき。

三 市長が特別の理由があると認めるとき。

第八条の見出し及び同条中「利用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「指定管理者において特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて」を「市長が特別の理由があると認めるときは」に改める。

第九条中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に、「ではない」を「でない」に改める。

第十条第一項中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条第二項中「指定管理者」を「市長」に、「利用者」を「使用者」に改める。

第十一条中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改める。

第十二条を削り、第十三条を第十二条とする。

別表中「湘引センター」を「豊田センター」に改め、同表備考第一号を削り、同表備考第二号中「豊田」を「海田」に、「豊田」を「海田」に改め、同号を同表備考第一号とし、同表備考第三号中「豊田」を「海田」に、「豊田」を「海田」に、「豊田」を「海田」に、「豊田」を「海田」に、「豊田」を「海田」に改め、同号を同表備考第二号とし、同表備考第四号中「豊田」を「海田」に改め、同号を同表備考第五号を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(宇部市総合福祉会館条例の廃止)

2 宇部市総合福祉会館条例(昭和四十八年条例第四十三号)は、廃止する。

「説明」

宇部市多世代ふれあいセンターについて、より一層の有効活用を図る観点から、老朽化した宇部市総合福祉会館を廃止し、当該施設機能を移転するとともに、管理手法を変更し、福祉の拠点施設として機能強化を図るものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

宇部市多世代ふれあいセンター条例

(設置)

第一条 高齢者を始めとした市民の福祉の増進と生活の向上及び多世代の交流を図るため、施設を設置する。

(名称及び位置)

第二条

一 名称 宇部市多世代ふれあいセンター

(指定管理者による管理)

第二条の二 市長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十四条の二第三項の規定により、宇部市多世代ふれあいセンター(以下「センター」という。)の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第二条の三 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 センターの利用の許可(許可の取消しを含む。)に関する事。
- 二 センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する事。
- 三 センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- 四 高齢者の福祉の増進及び生活の向上を図るための講座その他の事業の実施に関する事。
- 五 その他センターの管理及び運営に関する事務のうち、市長の専属的権限に属するものを除く業務

(開館日及び開館時間)

第三条 センター

宇部市福祉ふれあいセンター条例

(設置)

第一条 市民の福祉の増進と生活の向上を図るため、施設を設置する。

(名称及び位置)

第二条

一 名称 宇部市福祉ふれあいセンター

(開館日及び開館時間)

第三条 宇部市福祉ふれあいセンター(以下

は、次に掲げる日を除き、毎日開館するものとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に休館することができる。

3 開館時間は、午前九時から午後十時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することができる。

(利用の許可)

第四条 センターを利用しようとする者は、市規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件(以下「許可条件」という。)を付すことができる。

(許可の制限)

第五条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、センターの利用を許可しない。

二 施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

第六条 指定管理者は、第四条の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用を停止し、又は許可条件を変更することができる。

2 前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(利用料金)

第七条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を第四条第一項の許可を受けた際に納

「センター」という。)は、次に掲げる日を除き、毎日開館するものとする。

2 市長 は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に休館することができる。

3 開館時間は、午前九時から午後十時までとする。ただし、市長 が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第四条 センターを使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、市長 の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長 は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件(以下「許可条件」という。)を付すことができる。

(許可の制限)

第五条 市長 は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、センターの使用を許可しない。

二 施設又は附属設備を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

第六条 市長 は、第四条の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を停止し、又は許可条件を変更することができる。

2 前項の措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料等)

第七条 使用者は、別表の規定により算出して得た合計額に消費税(昭和六十三年法

付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとし、当該利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて、利用料金を後納させ、又は減免することができ。

#### (利用料金の還付)

第八条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、市長の承認を受けて、その全部又は一部を還付することができる。

#### (転貸譲渡の禁止)

第九条 利用者は、センターの利用の権利を転貸し、又は譲渡してはならない。ただし、指定管理者の承認を受けた場合は、この限りではない。

#### (原状回復)

第十条 利用者は、センターの利用が終わったとき又は第六条第一項の規定により許可の取消し若しくは利用の停止を受けたときは、直ちに設備その他を原状に復さなければならぬ。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、これを行い、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

律第百八号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により算出した消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができ。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。
  - 一 市の執行機関が主催又は共催する行事等に使用するとき。
  - 二 市内に所在する団体が市民の福祉の増進と生活の向上に貢献する活動のために使用するとき。
  - 三 市長が特別の理由があると認めるとき。

#### (使用料の還付)

第八条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

#### (転貸譲渡の禁止)

第九条 使用者は、センターの使用の権利を転貸し、又は譲渡してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

#### (原状回復)

第十条 使用者は、センターの使用が終わったとき又は第六条第一項の規定により許可の取消し若しくは使用の停止を受けたときは、直ちに設備その他を原状に復さなければならぬ。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを行い、それに要した費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第十一条 利用者は、その利用に伴い施設又は附属設備を損傷し、又は滅失させたときは、市長が認定した損害額を賠償しなければならぬ。ただし、不可抗力によるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第十二条 市長は、第二条の二の規定にかかわらず、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときその他特別の事情があるときは、必要な限度において、第二条の三各号に掲げる業務を行うものとする。

2 前項の場合において、第三条第二項及び第三項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、市長の承認を受けて」とあるのは「ときは」と、第四条から第六条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第七条第一項中「指定管理者に対し、利用料金」とあるのは「市長に対し、利用料金」と、同条第二項中「利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとし、当該利用料金は、指定管理者の収入として收受させるもの」とあるのは「前項の使用料の額は、別表に定めるとおり」と、同条第三項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を受けて、利用料金」とあるのは「第一項の使用料」と、第八条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「ときは、市長の承認を受けて」とあるのは「ときは」と、第九条及び第十条第二項中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第十三条

(損害賠償)

第十一条 使用者は、その使用に伴い施設又は附属設備を損傷し、又は滅失させたときは、市長が認定した損害額を賠償しなければならぬ。ただし、不可抗力によるときは、この限りでない。

(委任)

第十二条

別表（第7条関係）

区分及び時間	午前	午後	夜間
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
展示ホール	3,500円	5,900円	7,700円

## 備考

- 1 利用料金の額は、指定管理者が定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出した消費税額及び地方消費税額を加え、1円未満の端数を切り捨てた額とする。
- 2 利用時間が各区分の利用時間に満たないときの利用料金の額は、当該区分の所定の額とし、利用時間が2以上の区分にわたるときの利用料金の額は、それぞれの区分の所定の額を合算した額とする。
- 3 利用の当日において、利用時間を延長し、又は繰り上げて利用を開始するときの1時間当たりの利用料金の額は、現に許可を受けている利用時間の区分に係る所定の額（2以上の区分にわたるときは、それぞれの区分の所定の額の合算額）の1時間当たりの額の2割増しの額とする。この場合において、超過する時間に1時間に満たない時間がある場合は、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとし、算出して得た額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

別表（第7条関係）

区分及び時間	午前	午後	夜間
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
多目的ホール	3,500円	5,900円	7,700円

## 備考

- 1 使用時間が各区分の使用時間に満たないときの使用料金の額は、当該区分の所定の額とし、使用時間が2以上の区分にわたるときの使用料金の額は、それぞれの区分の所定の額を合算した額とする。
- 2 使用の当日において、使用時間を延長し、又は繰り上げて使用を開始するときの1時間当たりの使用料金の額は、現に許可を受けている使用時間の区分に係る所定の額（2以上の区分にわたるときは、それぞれの区分の所定の額の合算額）の1時間当たりの額の2割増しの額とする。この場合において、超過する時間に1時間に満たない時間がある場合は、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものとし、算出して得た額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

4 ふれあいホールで商行為(例えば、展示即売会等をいう。)を行うときの利用料金の額は、(3)の額とし、ふれあいホール以外で商行為を行うときの利用料金の額は、所定の額の2倍の額とする。

5 第12条第1項の場合において、第1号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が定める」とあるのは「この表の規定により算出して得た」と、第2号から第4号までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

3 ふれあいホールで商行為(例えば、展示即売会等をいう。)を行うときの使用料の額は、(3)の額とし、ふれあいホール以外で商行為を行うときの使用料の額は、所定の額の2倍の額とする。

## 議案第106号

### 宇部市多世代ふれあいセンター条例中一部改正の件

#### 1 目的

宇部市多世代ふれあいセンターについて、より一層の有効活用を図る観点から、老朽化した宇部市総合福祉会館を廃止し、当該施設機能を移転するとともに、管理手法を変更し、福祉の拠点施設として機能強化を図るもの。

#### 2 主な改正内容

##### (1) 指定管理者による管理の廃止

- ・管理業務の一部を包括管理業務委託で対応するため、指定管理者による管理を廃止する。

##### (2) 施設名変更に伴う条例名の変更

- ・宇部市総合福祉会館に代わり、福祉の拠点施設として位置付け、機能を果たしていくため施設名を変更する。

【旧】 宇部市多世代ふれあいセンター条例

【新】 宇部市福祉ふれあいセンター条例

##### (3) 宇部市総合福祉会館廃止に伴う、宇部市総合福祉会館条例(昭和48年条例第43号)の廃止【附則にて廃止】

- ・老朽化した宇部市総合福祉会館の廃止に伴い、宇部市多世代ふれあいセンター条例の附則により宇部市総合福祉会館条例を廃止する。

##### (4) その他所要の整備

- ・1階の展示ホールを施設利用者に分かりやすいように多様な利用実態に合わせた貸室名に変更する。

【旧】 展示ホール

【新】 多目的ホール

- ・宇部市総合福祉会館の減免基準を適用するため、使用料の減免規定を改正する。

#### 3 施行日

令和7年4月1日

(報告事項) 第二次宇部市再犯防止推進計画策定の進捗状況について

地域福祉課

計画名	第二次宇部市再犯防止推進計画
根拠法令	・再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項
基本理念	犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援する。
基本目標	再犯者率の減少
計画期間	令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間
重要施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 就労・住居の確保</li> <li>2 保健医療・福祉的支援</li> <li>3 非行の防止と修学支援</li> <li>4 関係機関・団体等との連携強化</li> <li>5 広報・啓発活動の推進</li> </ol>
新規・拡充事業 (前計画との違い)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 就労・住居の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力雇用主の確保のためのPR・アンケート</li> </ul> </li> <li>2 保健医療・福祉的支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・再犯者への対応向上に向けた職員間の情報共有</li> </ul> </li> <li>3 非行の防止と修学支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊詐欺等新たな犯罪に巻き込まれないための学習・指導</li> </ul> </li> <li>4 関係機関・団体等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援会議の開催</li> </ul> </li> <li>5 広報・啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・前計画と同様</li> </ul> </li> </ol>

## 議案第110号

### 工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

#### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 工事名    | 西岐波保育園改築（建築主体）工事   |
| 2 | 工事場所   | 宇部市床波四丁目地内   |
| 3 | 請負金額   | 一金 390,500,000円也<br>（うち消費税額及び地方消費税額 35,500,000円）   |
| 4 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 5 | 工事の概要  | 鉄骨造平屋建て<br>延べ面積 999.31㎡  |
| 6 | 契約の相手方 | 日立建設・内平工業所共同企業体<br>代表者 宇部市善和591-3<br>日立建設株式会社<br>代表取締役 上村隆晃<br>宇部市琴芝町一丁目2番10号<br>株式会社内平工業所<br>代表取締役 内平裕之 |

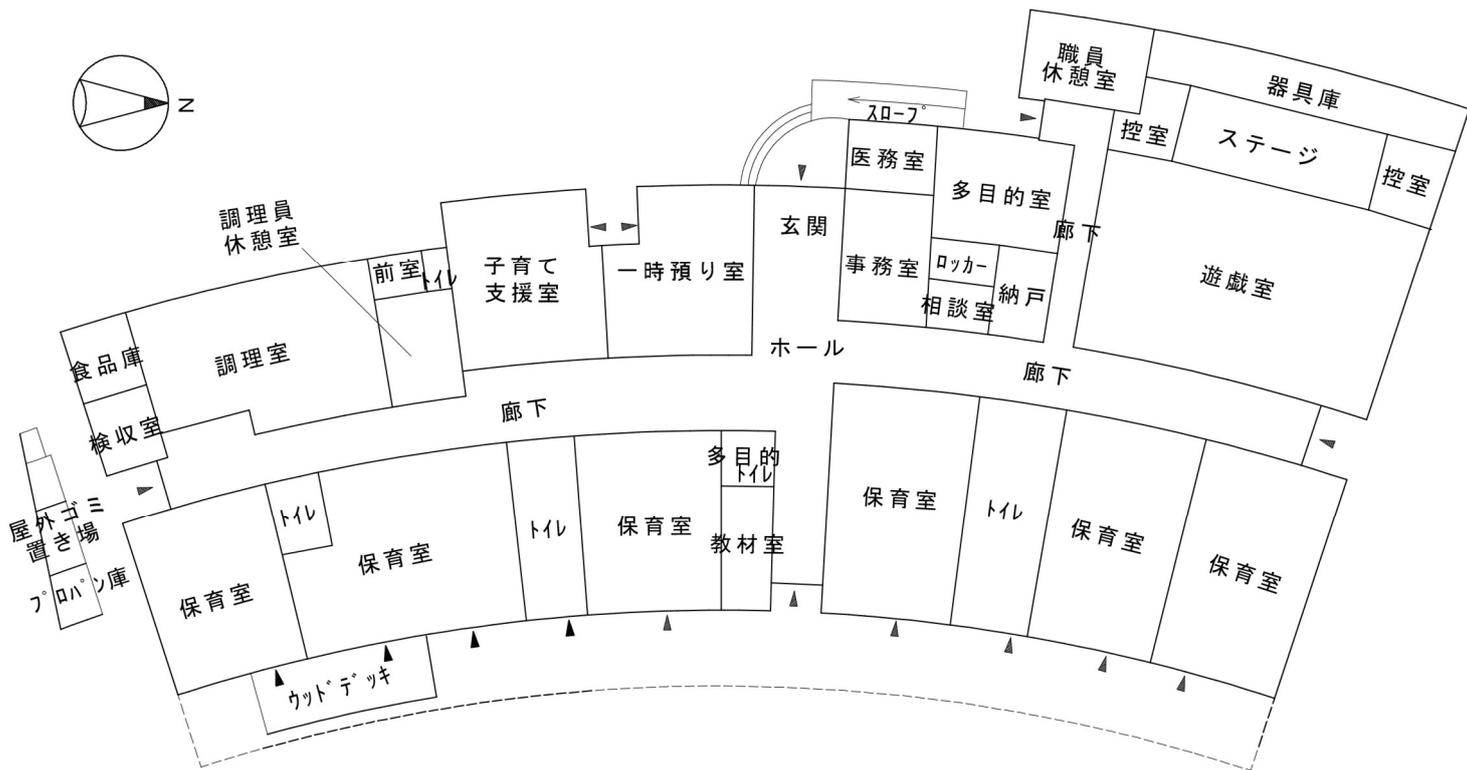
議案第110号参考図



凡	例
	工事箇所

配置図  
S=1:800

# 議案第 1 1 0 号説明資料



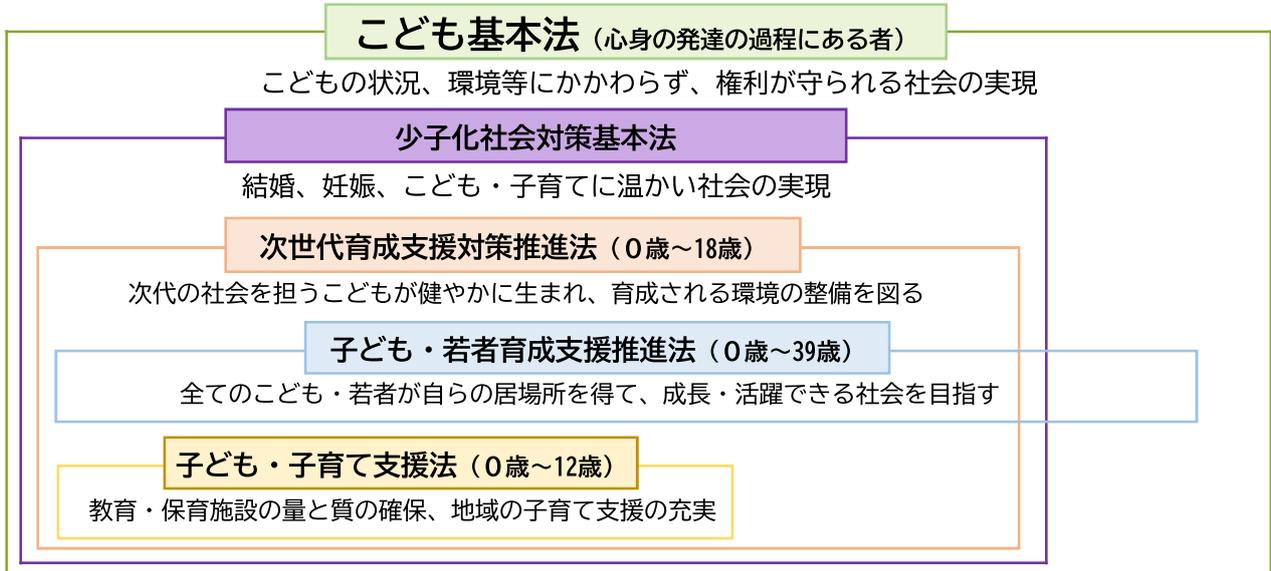
平面図

S=1 : 300

# 宇部市子ども計画骨子（案）

## （１）計画策定の流れ

子ども計画の実施にあたり、各法律の対象や趣旨を踏まえ、子ども計画の策定において必要な施策や取り組みを検討し、計画の骨子を作成していきます。



## ニーズ調査等で示された宇部市に対する要望

- 予期せぬ妊娠等に悩む若者への支援
- 産後の支援の充実と体制の強化
- 多様化する教育・保育事業の保護者ニーズへの対応
- 子どもたちが安心して過ごせる環境づくり
- 子どもたちの自己肯定感を高めるとともに、規範意識や思いやりの心を育てる教育
- 不登校の子どもへの支援、いじめ防止対策の強化
- 子どもたちの夢につながる学びの場の充実
- 若者の就職や結婚等ライフデザインの実現支援 など

## 子ども計画の主なポイント

- Point 01** 子ども・若者を権利の主体として認識し、権利の保障や、自由に意見を表すことができる機会の確保、居場所の充実が必要
- こどもの意見表明機会の確保
  - こどものニーズを踏まえた多様な居場所の確保
- Point 02** 多様化・複雑化する社会の中で、全ての子ども達が、その生まれ育つ家庭によらず、心身ともに健やかに、ウェルビーイングを感じることもできる、成育環境を整えることが必要
- 保育ニーズに応じた、量の確保と質の向上
  - 国の方針の反映（地域子ども子育て支援事業の追加事業の反映）など
- Point 03** ヤングケアラー、貧困、虐待、ひきこもりなど困難な状況に置かれた子どもが、安心して過ごすことができ未来に希望を持って成長できる環境づくりが必要
- ヤングケアラー等のライフステージ共通して対応していく必要施策の検討（子ども大綱参照）
  - 子ども家庭センターの充実 など

## 新計画目次構成（案）

- 第1部 総論**
- 第1章 計画策定にあたって
- 第2章 宇部市における子ども・若者、子育て当事者の現状
- 第3章 宇部市子ども計画の基本的な方針
- ※別紙 施策体系案を参照
- 第2部 各論**
- 第1章 施策の具体的な取組
- ※事業を具体的に記載予定
- 第3部 量の見込みと確保方策**  
（第3期宇部市子ども子育て支援事業計画）
- 第4部 計画の推進**
- ※「市」「親または保護者」「関係者」それぞれの役割を記載

## (2) 宇部市こども計画の体系（案）

こども計画の体系では、現計画の基本理念を継承しながら、こども大綱を踏まえ、新たな体系を位置付けます。

基本目標、施策においては、ライフステージに共通した取組、ライフステージ別の取組に分けて整理し、子育て・若者支援を切れ目なく位置付けます。

基本理念	基本目標（案）	施策	
検 討 中	1 子育て・子育てを支える基盤づくり  <b>こども大綱： ライフステージに共通した取組</b>	(1) こども・若者が権利の主体であることへの取組	
		(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりへの取組	
		(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	
		(4) こどもの貧困対策	
		(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	
		(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	
		(7) こども・若者の自殺、薬物、犯罪などからこども・若者を守る取組	
		(8) 多様性を認め合う社会の実現	
	2 こどもの将来にわたるウェルビーイングの実現  <b>こども大綱： ライフステージ別の取組</b>	ライフステージ	
		こどもの誕生前から幼児期までの支援	(1) 妊産婦とこどもの健康の確保及び増進
			(2) 親子の成長と交流の場の支援
			(3) 就学前児童の教育・保育の提供
		学童期から思春期までの支援	(1) 学習環境の向上
			(2) 健康な体と心を育む環境づくり
			(3) 安心して過ごすことができる環境づくり
		青年期の支援	(1) 学びの支援や就労・雇用の支援
			(2) 出会いや結婚の支援
(3) 生きづらさを抱えた若者の支援			
3 子育て当事者が健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるまちの実現  <b>こども大綱： 子育て当事者への支援の取組</b>	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減		
	(2) 地域子育て支援、家庭教育支援		
	(3) 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大		
	(4) ひとり親家庭への支援		

## 議案第111号

### 工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

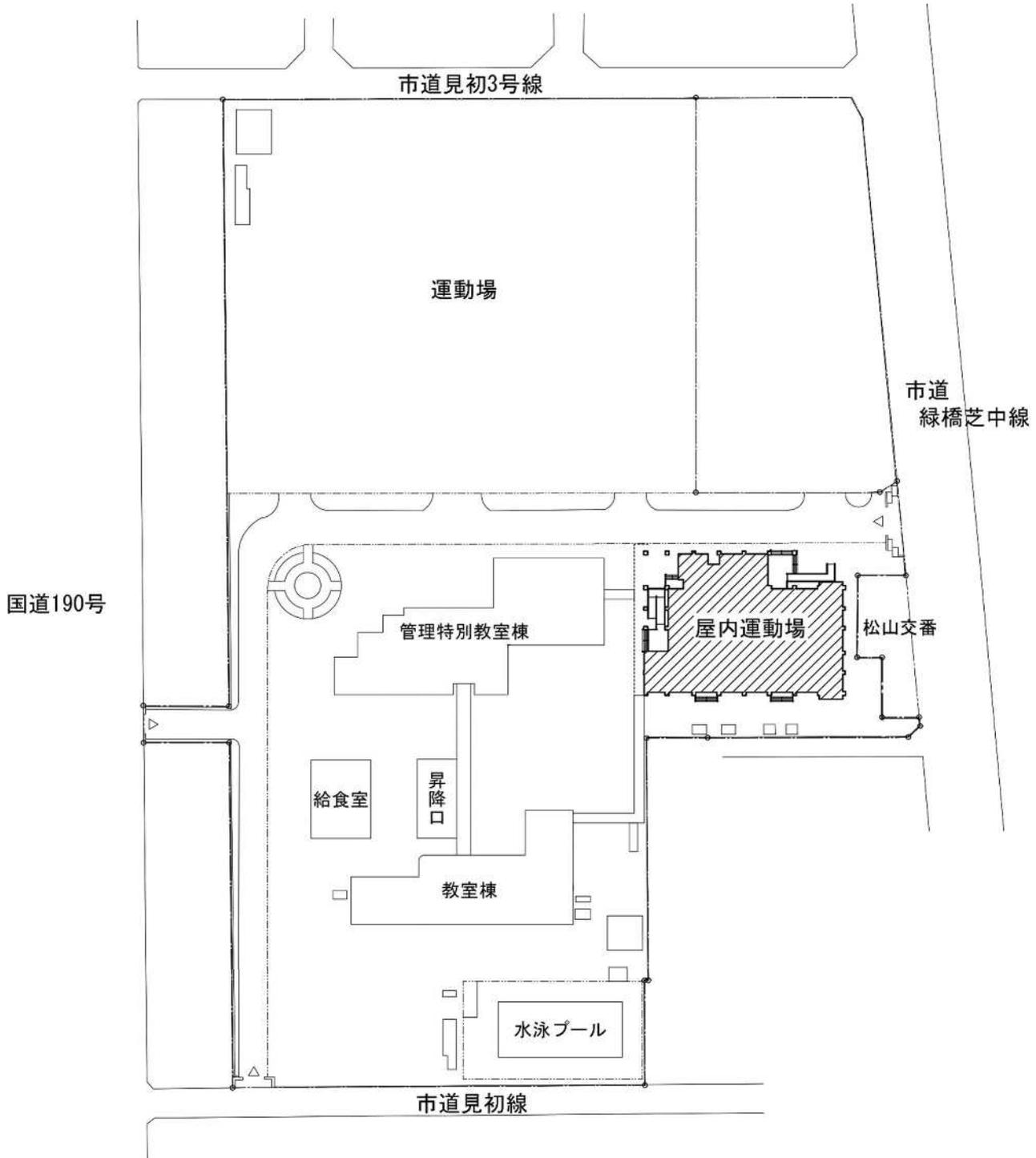
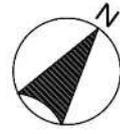
令和6年12月6日提出

宇部市長 篠崎圭二

#### 記

- 1 工 事 名 見初小学校屋内運動場改築（建築主体）工事
- 2 工 事 場 所 宇部市松山町二丁目4番42号
- 3 請 負 金 額 一金 406,868,000円也  
（うち消費税額及び地方消費税額 36,988,000円）
- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 5 工 事 の 概 要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て  
延べ面積 893.97㎡
- 6 契 約 の 相 手 方 島田工務店・高橋建設共同企業体  
代表者 宇部市小松原町二丁目4番18号  
株式会社島田工務店  
代表取締役 島 田 政 明  
宇部市松山町一丁目7番27号  
高橋建設株式会社  
代表取締役 高 橋 朋 宏

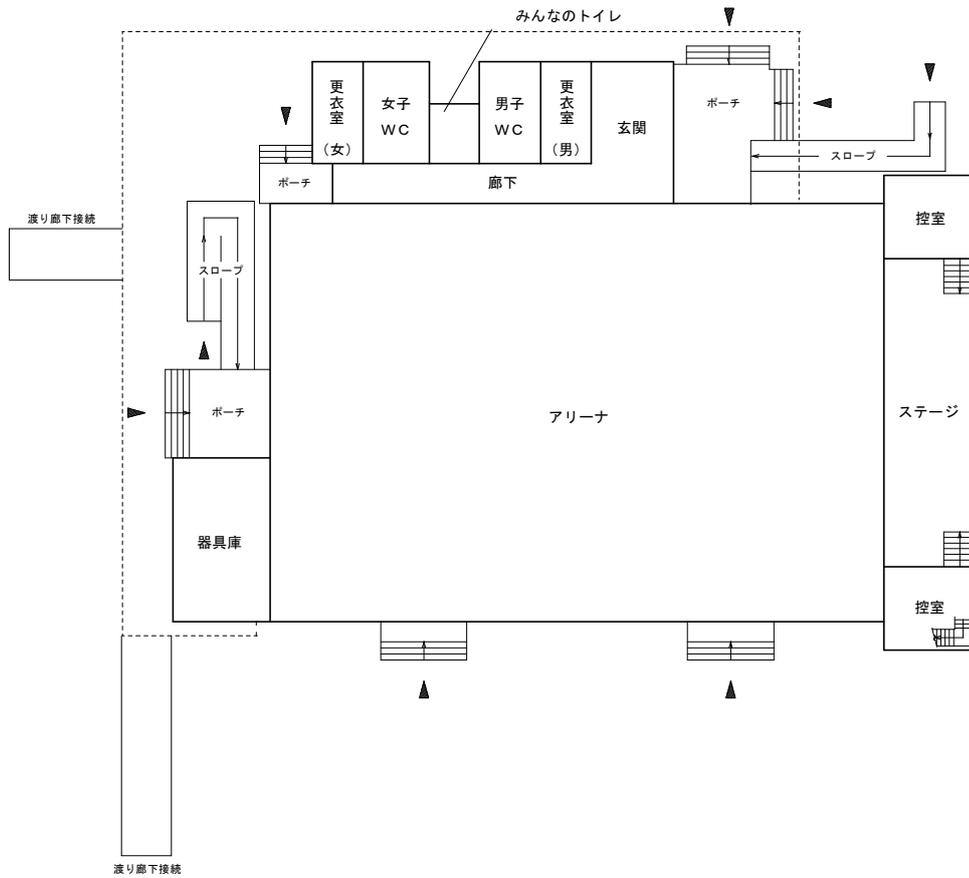
# 議案第111号参考図



凡	例
	工事箇所

配置図  
S=1:1,500

# 議案第111号説明資料



平面図

S=1:300

議案第百五号

宇部市体育施設条例中一部改正の件

宇部市体育施設条例（平成十七年条例第三十七号）の一部を次のように改める。  
 令和六年十二月六日提出

宇部市長 篠崎圭二

第二条第二項の表恩田運動公園の部に次のように加える。

にぎわい交流施設	宇部市恩田町四丁目一番三号
屋根付きグラウンド	宇部市恩田町四丁目一番
都市型スポーツ広場	宇部市恩田町四丁目一番

別表五の表恩田運動公園の部に次のように加える。

にぎわい交流施設		区分		単位	
備考 一 土曜日、日曜日、休日又は開場日以外の日に利用するときの利用料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。 二 開場時間を超過して利用の許可を受けたときの一時間当たりの利用料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。 三 冷暖房設備を利用するときは、その実費を徴収する。 器具又は附属設備を利用する場合	多目的	入場料、会費等を徴収しない場合	一般（大学生及び高等専門学校生を含む。）	午前八時から午後一〇時まで	一、三〇〇円
	多目的	入場料、会費等を徴収する場合	高校生以下	午後一時から	六五〇円
	多目的	入場料、会費等を徴収する場合	高校生以下	午後一時から	六五〇円
	多目的	入場料、会費等を徴収する場合	高校生以下	午後一時から	三、二五〇円
卓球用具	区分	単位	一組一回につき		一〇〇円

ドゥン グラ 付き 屋根												
一般利用				専用利用							区分	補助 いす
入場料、会費等を徴収しない場合		入場料、会費等を徴収する場合		入場料、会費等を徴収しない場合			入場料、会費等を徴収する場合					
全面	半面		全面		目的で利用する場合	プロスポーツ又は営利の場合	アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合	プロスポーツ又は営利目的で利用する場合	プロスポーツ又は営利目的で利用する場合	アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合	単位	補助 いす
び高等専門学校	一般（大学生及高校生以下）	び高等専門学校（を含む。）	高校生以下	一般（大学生及高校生以下）	目的で利用する場合	プロスポーツ又は営利の場合	アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合	プロスポーツ又は営利目的で利用する場合	プロスポーツ又は営利目的で利用する場合	アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合	午前八時から午後九時まで一時間に	一脚一回につき
九、〇〇〇円	四五〇円	九〇〇円	九〇〇円	一、八〇〇円	二〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	九六円	入場料、会費等を徴収しない場合 一〇円	
										九六円	入場料、会費等を徴収する場合 六〇円	
											入場料、会費等を徴収しない場合 二〇円	
											入場料、会費等を徴収する場合 六〇円	

都市型スポーツ広場				夜間照明設備				附属設備を利用する場合			
備考	専用利用			区分	種別	区分	単位	備考	する場合		
	入場料、会費等を徴収する場合	入場料、会費等を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合						半面	高校生以下	生を含む。
一 土曜日、日曜日、休日又は開場日以外の日に利用するときの利用料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。 二 開場時間を超過して利用の許可を受けたときの一時間当たりの利用	入場料、会費等を徴収する場合	入場料、会費等を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合	全灯(ステージを含む。)	全灯(ステージを除く。)	一時間につき	一 土曜日、日曜日、休日又は開場日以外の日に利用するときの利用料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。 二 開場時間を超過して利用の許可を受けたときの一時間当たりの利用料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。 三 一般利用する場合において、営利目的で利用するときの利用料金の額は、所定の額の二倍の額とする。	高校生以下	高校生以下	生を含む。	
	目的で利用する場合	目的で利用する場合	目的で利用する場合	午前八時から午後九時まで一時間につき	一、一〇〇円	四、五〇円		二、二五〇円	四、五〇円	四、五〇円	四、五〇円
	一六、〇〇〇円	八、〇〇〇円	三、二〇〇円	一、六〇〇円							

料金の額は、所定の額の二割増しの額とする。

別表備考第五項中「及び野球場」を「、野球場、屋根付きグラウンド及び都市型スポーツ広場」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の宇部市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

##### 「説明」

恩田スポーツパーク整備事業の実施による恩田運動公園の体育施設の新設に伴い、利用料金等に係る規定の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧  
新  
旧  
対

照  
表

新

(名称及び位置)

2 第二条

恩田運 動公園	名称		位置
	多目的グ ラウンド	宇部市恩田町四丁目一番	

別表(第九条関係)

五

都市公園 名称	恩田運 動公園	多目的グ ラウンド	利用料金の額

(名称及び位置)

2 第二条

恩田運 動公園	名称		位置
	多目的グ ラウンド 交流施設 にぎわい 屋根付き グラウン ド 都市型ス ポーツ広 場	宇部市恩田町四丁目一番 宇部市恩田町四丁目一番 三号 宇部市恩田町四丁目一番	

別表(第九条関係)

五

都市公園 名称	恩田運 動公園	多目的グ ラウンド	利用料金の額
施設	交流	わい にぎ	区分
ーム	的ル	多目	
しな 徴収 等 を 含 む。	会費 高等 専門	料、 学生 及び	単位
入場 一般 (大	入場 高等 専門	一般 (大	
時 ま	一 〇	午 後	単位
	〇 円	三 〇	
		一、	







場	ツ	ポ	型	都	利用	専用	区分		種別	夜間	照明	設備	全灯(ス テージを 含む。)	全灯(ス テージを 除く。)	二分の一 灯(ステ ージを除 く。)	単位	単位	備考	
							入場	区分											区分
場	ツ	ポ	型	都	利用	専用	入場	区分	種別	夜間	照明	設備	全灯(ス テージを 含む。)	全灯(ス テージを 除く。)	二分の一 灯(ステ ージを除 く。)	単位	単位	備考	
等を	会費	料、	アマチュ				アマチュ						つき	間に	一時			一 、 一 〇	一 土曜日、日曜日、休日又 は開場日以外の日に利用す るときの利用料金の額は、 所定の額の二割増しの額と する。
営利的	ツ又は非	アスポー																〇円	二 一、 二、 〇円
午後	から	八時	午前															四 五〇 円	二 五 〇円
	〇円	六〇	一、															九 〇〇 円	



**令和6年12月議会 文教民生委員会**

**議案第105号 宇部市体育施設条例中一部改正の件**

**観光スポーツ文化部 スポーツ振興課**

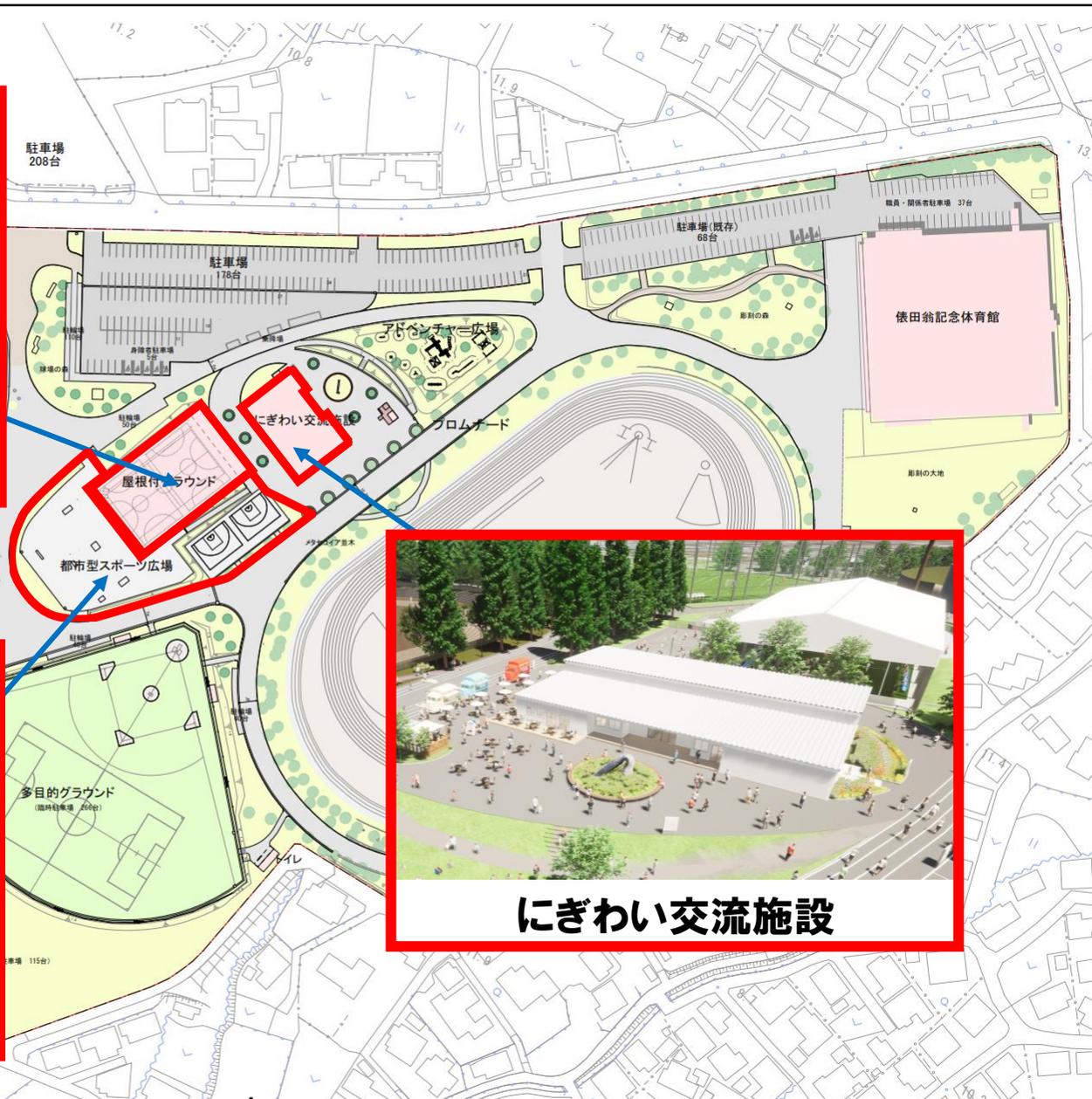
# 恩田運動公園



屋根付きグラウンド



都市型スポーツ広場

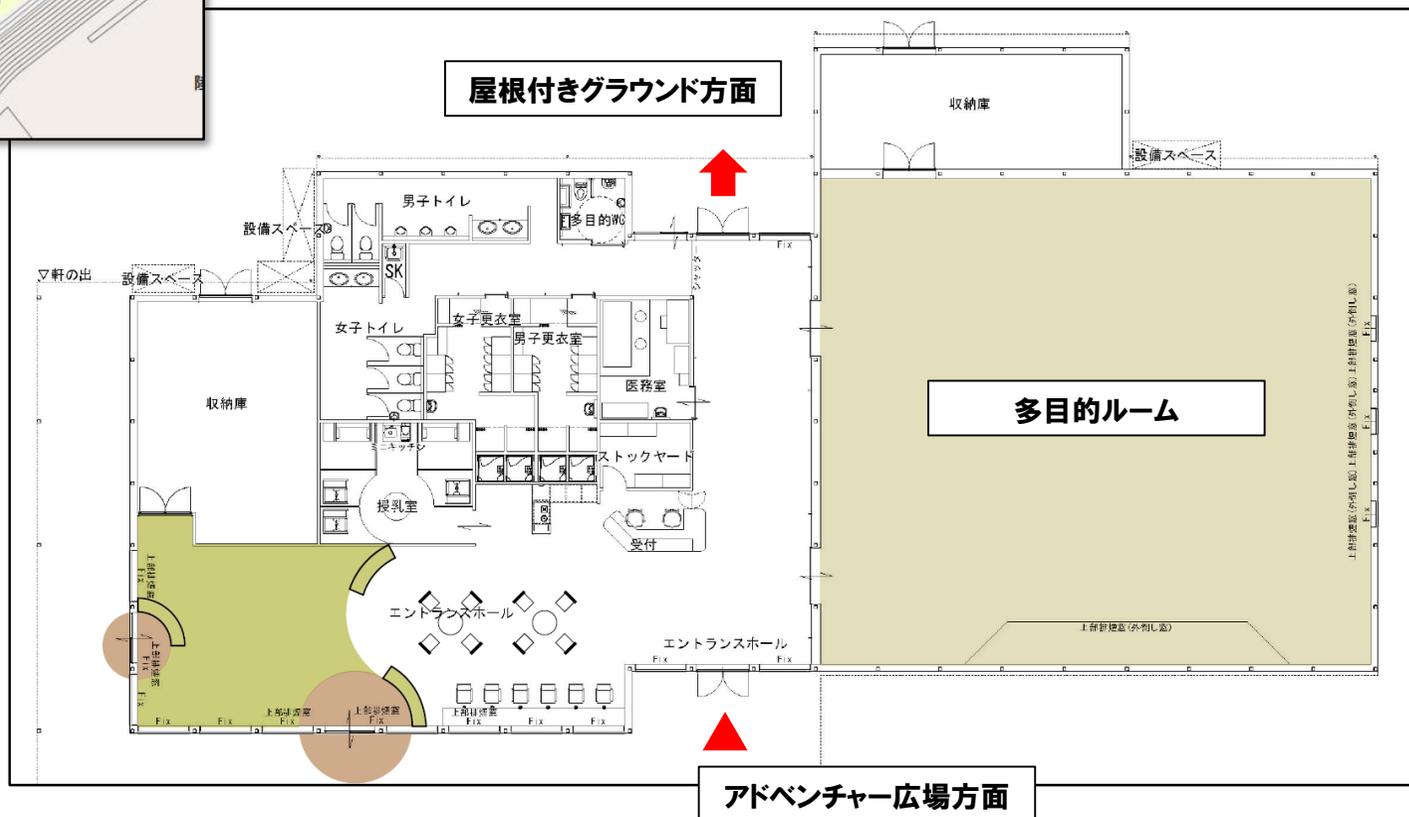


にぎわい交流施設

# にぎわい交流施設



軽量鉄骨造平屋建 建築面積 約781㎡



# にぎわい交流施設

軽量鉄骨造平屋建 建築面積 約781㎡

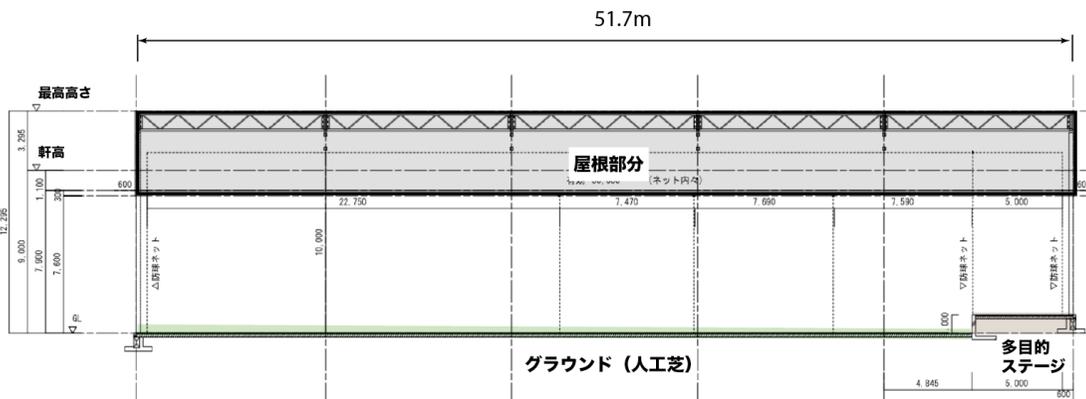
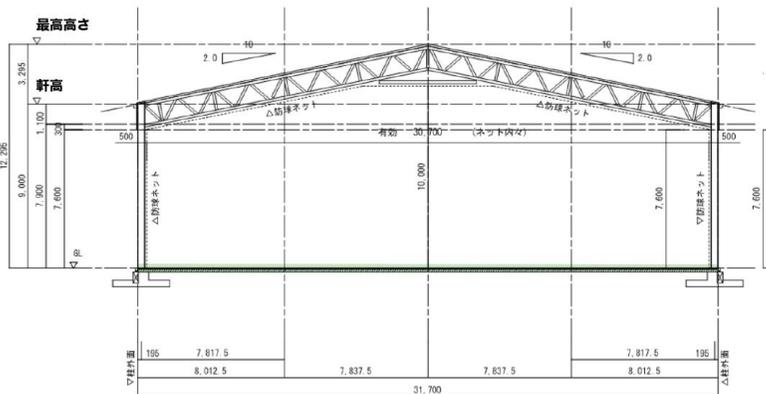
## 利用料金(案)

	種別	区分	単位	利用料金の額
	多目的ルーム	入場料、会費等を徴収しない場合	一般(大学生及び高等専門学校生を含む。)	午前8時から 午後10時まで 1時間につき
高校生以下			650円	
入場料、会費等を徴収する場合		一般(大学生及び高等専門学校生を含む。)	6,500円	
		高校生以下	3,250円	
にぎわい交流施設	備考			
	1 土曜日、日曜日、休日又は開場日以外の日を利用するときの利用料金の額は、所定の額の2割増しの額とする。			
	2 開場時間を超えて利用の許可を受けたとき1時間当たりの利用料金の額は、所定の額の2割増しの額とする。			
	3 冷暖房設備を利用するときは、その実費を徴収する。			
	器具又は附属設備を利用する場合			
	区分		単位	利用料金の額
	卓球用具		1組1回につき	100円
	補助いす	入場料、会費等を徴収しない場合	1脚1回につき	10円
		入場料、会費等を徴収する場合		30円
	机	入場料、会費等を徴収しない場合	1台1回につき	20円
入場料、会費等を徴収する場合		60円		
シャワー		1基3分につき	96円	
ロッカー		1個1回又は1日につき	96円	
備考				
1 「1回」とは、4時間以内の利用をいい、終日(12時間を超える場合をいう。)利用するときは、これを3回とみなす。				

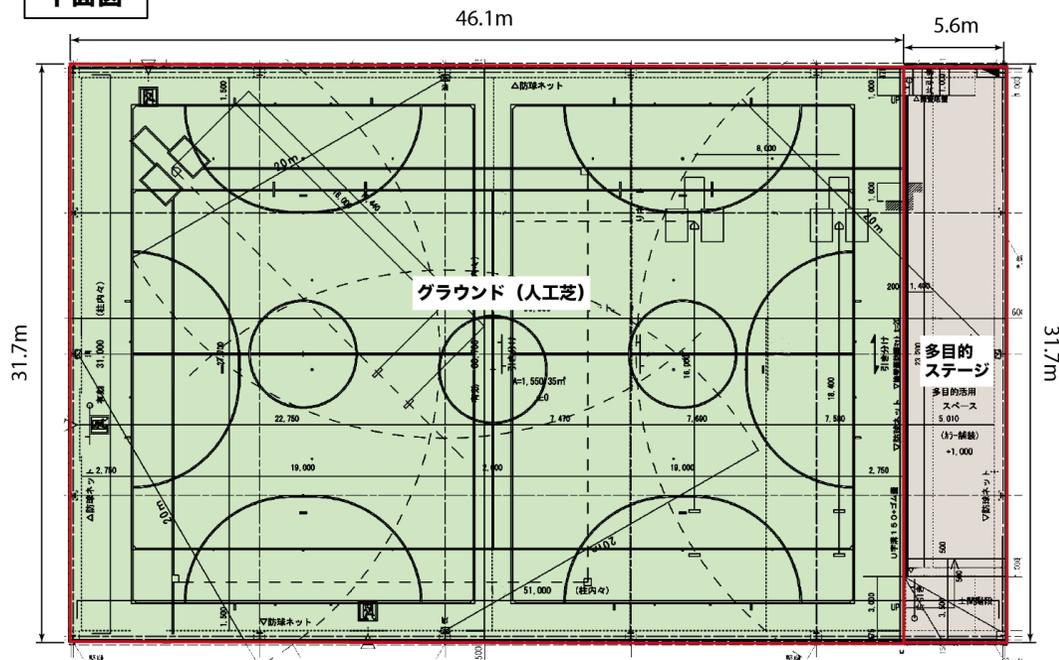
# 屋根付きグラウンド

鉄骨造平屋建  
 屋根 骨組みテント膜構造  
 建築面積 約1,639㎡ (51.7m × 31.7m)

断面図



平面図



# 屋根付きグラウンド

鉄骨造平屋建  
 屋根 骨組みテント膜構造  
 建築面積 約1,639㎡ (51.7m×31.7m)

## 利用料金(案)

		区分		単位	利用料金の額	
屋根付きグラウンド	専用利用	入場料、会費等を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合		2,000円	
			プロスポーツ又は営利目的で利用する場合		4,000円	
		入場料、会費等を徴収する場合	アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合		10,000円	
			プロスポーツ又は営利目的で利用する場合		20,000円	
	一般利用	入場料、会費等を徴収しない場合	全面	一般(大学生及び高等専門学校生を含む。)		1,800円
				高校生以下		900円
			片面	一般(大学生及び高等専門学校生を含む。)		900円
				高校生以下		450円
入場料、会費等を徴収する場合		全面	一般(大学生及び高等専門学校生を含む。)		9,000円	
			高校生以下		4,500円	
		片面	一般(大学生及び高等専門学校生を含む。)		4,500円	
			高校生以下		2,250円	
備考						
1 土曜日、日曜日、休日又は開場日以外の日に利用するときの利用料金の額は、所定の額の2割増しの額とする。						
2 開場時間を超過して利用の許可を受けたときの1時間当たりの利用料金の額は、所定の額の2割増しの額とする。						
3 屋根付きグラウンドを一般利用する場合において、営利目的で利用するときの利用料金の額は、所定の額の二倍の額とする。						
附属設備を利用する場合						
	種別	区分		単位	利用料金の額	
夜間照明設備	全灯(ステージを含む。)		1時間につき	1,100円		
	全灯(ステージを除く。)			900円		
	2分の1灯(ステージを除く。)			450円		

# 都市型スポーツ広場

面積 約2,200㎡ スケートボードエリアおよび3x3バスケットコート

## 利用料金(案)

都市型スポーツ広場	種別	区分		単位	利用料金の額	
	専用利用	入場料、会費等を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合	午前8時から午後9時まで1時間につき	1,600円	
			プロスポーツ又は営利目的で利用する場合			3,200円
		入場料、会費等を徴収する場合	アマチュアスポーツ又は非営利目的で利用する場合			8,000円
			プロスポーツ又は営利目的で利用する場合			16,000円
備考	1 土曜日、日曜日、休日又は開場日以外の日に利用するときの利用料金の額は、所定の額の2割増しの額とする。 2 開場時間を超えて利用の許可を受けたときの1時間当たりの利用料金の額は、所定の額の2割増しの額とする。					

### スケートボードエリア

